

土壌汚染対策法 第4条 大規模な開発行為がしたい

形質変更の面積が 3000 m²以上
(有害物質使用特定施設の敷地内
の場合 900 m²以上)

形質変更の面積が 3000 m²未満

- ・敷地面積が 3000 m²以上なら
東京都と埼玉県条例が適用
- ・敷地面積が 2000 m²以上なら
横浜市条例が適用

30 日前までに形質変更届※を提出
(軽易な地歴調査が求められる)

指定調査機関が土壌汚染状況調査する
調査結果とともに形質変更届※を提出

※土地所有者が複数いるときは同意書が必要。
届出人は、その事業をする者(発注者)が
望ましい。
盛土のみなら届出は不要。

30 日間で行政が汚染のおそれを
届出等で判断

行政の判断結果

汚染のおそれありの判断

汚染のおそれなしの判断

調査命令が土地所有者等に
通知される
命令の日から 120 日後をめぐり、指定
調査機関による地歴調査と結果報告

地歴調査の結果：土壌汚染調査の必要
あり
⇒形質変更の範囲に事業所や
事業所の跡地等がある

地歴調査の結果：土壌汚染調査の必要
なし
⇒形質変更の範囲に事業所や
事業所の跡地等がない

指定調査機関に依頼し、廃止日から
120 日以内に調査結果を報告

汚染あり
汚染がある区域として区域が指定され
指定の状況を web で公開される

汚染なし
報告して完了

区域指定の継続
⇒施工方法と届出が複雑
原則として開発行為は実施可能
(12 条申請、16 条申請などが必要)
ただし基礎工事の方法の制約、
水処理後の排水、汚染土の搬出管理
など、煩雑な作業がともなう

区域指定の解除
⇒汚染物質の除去完了で解除
ただし地下水汚染があれば、
基準適合後 2 年間モニタリング

工 事 着 手